

第四百七十七回 参議院金融問題及び経済活性化に関する特別委員会会議録第十二号

平成十二年五月二十三日(火曜日) 午後三時三分開会

委員の異動

五月二十三日

辞任

市川 一朗君
岡野 裕君
木村 仁君
羽田雄一郎君
森本 晃司君

補欠選任

久野 恒一君
岩永 浩美君
亀井 郁夫君
谷林 正昭君
福本 潤一君

出席者は左のとおり。

委員長 真鍋 賢二君
理事 河本 英典君
須藤良太郎君
溝手 顕正君
山崎 力君
小川 敏夫君
直嶋 正行君
日笠 勝之君
笠井 亮君
山本 正和君

委員

岩城 光英君
岩永 浩美君
上杉 光弘君
景山俊太郎君
亀井 郁夫君
久野 恒一君
佐々木知子君
鈴木 正孝君
世耕 弘成君
中川 義雄君

中島 真人君	日野 英輔君	星野 朋市君	松村 龍二君	森田 次夫君	山内 俊夫君	浅尾慶一郎君	海野 徹君	勝木 健司君	川橋 幸子君	齋藤 勁君	櫻井 充君	谷林 正昭君	峰崎 直樹君	築瀬 進君	浜田卓二郎君	福本 潤一君	益田 洋介君	池田 幹幸君	小池 晃君	須藤美也子君	大脇 雅子君	田名部匡省君	渡辺 秀央君	西川きよし君
大蔵 大臣	大蔵 大臣	農務 大臣	農務 大臣	農務 大臣	農務 大臣	農務 大臣	農務 大臣	農務 大臣	農務 大臣	農務 大臣	農務 大臣	農務 大臣	農務 大臣	農務 大臣	農務 大臣	農務 大臣	農務 大臣	農務 大臣	農務 大臣	農務 大臣	農務 大臣	農務 大臣	農務 大臣	農務 大臣

事務局長 吉田 成宣君
 常任委員会専門員 森 昭治君
 政府参考人 金融再生委員会 事務局長 森 昭治君
 金融監督庁検査部長 五味 廣文君
 金融監督庁監督部長 乾 文男君
 大蔵省金融企画局長 福田 誠君

本日の会議に付した案件
 ○政府参考人の出席要求に関する件
 ○預金保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
 ○保険業法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
 ○農水産業協同組合貯金保険法及び農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
 ○農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

預金保険法等の一部を改正する法律案、保険業法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案、農水産業協同組合貯金保険法及び農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律案及び農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律案の審査のため、本日の委員会に金融再生委員会事務局局長森昭治君、金融監督庁検査部長五味廣文君、金融監督庁監督部長乾文男君及び大蔵省金融企画局長福田誠君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。
 「異議なし」と呼ぶ者あり
 ○委員長(真鍋賢二君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(真鍋賢二君) 預金保険法等の一部を改正する法律案、保険業法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律案、農水産業協同組合貯金保険法及び農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律案の一部を改正する法律案及び農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律案、以上四案を一括して議題とし、前回に引き続き、質疑を行います。
 質疑のある方は順次御発言願います。
 ○直嶋正行君 民主党の直嶋でございます。
 きょうは、本委員会として多分最終的な質疑になると思っていますので、ちょうどこの委員会の質疑が始まりました初日に、大蔵大臣を初め、御質問させていただきました。その結果も踏まえながら、若干御見解をさらに伺っていきなさいというふうに思います。
 前回、このペイオフを延期することについて大蔵大臣の御見解を承りましたが、概略申し上げま

すと、特にこの延期の理由としては、やはり信組の問題であるということであつたかと思ひます。

信組を国の管轄にするということ、検査も含めてあと一年猶予が必要だと、こういう御説明だつたんですが、一方で、大蔵大臣も御答弁の中で申されたわけですが、やはり信組というのは各地域で政治的存在である、二十なり三十なりつづかれるということになれば同僚議員が無関心ではられないと、そういう不安にも配慮をしたと、こういう御答弁もやりとりの中でお話しされました。

私は、かなり率直にお話しされたんではないかというふうな受けとめておりました、率直な御見解には敬意を表したいというふうな思ひます。そういう経緯から見ますと、今回のペイオフの一年延期というのはやはり政治的配慮、あるいは解散直前という、こういう政治情勢からしますと、やはり選挙対策ということも念頭におありなんじゃないかというふうな受けとめておりました。

また、信組の問題ということで全体のペイオフ実施を一年延期する、これはまさに、ある種護送船団方式の行政の名残を残しているのではないかと、このように思つておられます。

この議論は、きょうはさらにこれをどうも受け取れません、そういうことを受け取らして、私なりにさらに確認をさせていただきたいと思つておられます。

前回もお話ししましたように、これから、七月には金融庁になりまして国の検査を集中的に信組に対して実施すると、こういうふうな何つておられます。マスコミ等でも報じられていますように、もしそういうふうな集中的に検査がなされれば、かなり早期に正措置の対象になることや、あるいは場合によってはマーケットからリタイアする、こういうところも出てくるのではないかと、こういうことは言われておられます。先回の大蔵大臣の御発言もややそういうところに触れられたんではないかというふうな思ひます。

それで、再生委員会にお伺いしたいのでありますが、民間のそういう調査とか報道を含めて見まして、私は率直に申し上げまして、やはり信組の業績的に下位のところは実態は極めて厳しい状況にあるんじゃないかというふうな推測をいたしておられます。こちらには越智前再生委員長が具体的に九十八ぐらい重点的にチェックしなきゃいかぬというような御発言もされたやに何つておられます。

そういうことを含めて、この信組の実情というのはこれから調べるということなんです、恐らくいろいろ今言われていることを踏まえてみると、相当よくないという覚悟をしておいた方がいいんじゃないかと私は思つておられます、この辺は再生委員長としてはどのように受けとめておられるでしょうか。

○政務次官(村井仁君) 私からとりあえずお答えさせていただきます。

ただいま直嶋委員御指摘のように、信用組合につきましてはこの四月から私どもの方に都道府県から監督が移つたということをご承知して、今の段階では各組合の実情というのをできるだけ把握したいと思つておられますけれども、残念ながら十分把握できる状況ではない。

今度の決算がまとまります大体六月末でございますけれども、決算が確定後、七月から集中的に検査を実施しまして、十三年の三月末までにはこの検査を一巡させて実態把握に努めてまいりたい、こういうふうな考えておられますので、その終了前に信用組合の状況がどうかということ余り予断をもつて申し上げるのはいかぬものかということをご承知して、ちょっとその点は御遠慮させていただきますと思ひます。

いづれにいたしましても、信用組合が資本増強等を通じて再編強化を図ることによりまして、不良債権の抜本的処理や金融システム改革に伴う環境変化後の課題に対応できるようにする、これが非常に大きなねらいではないか、私どもとしてはこのように思つておられます。

信用組合、これはもう当然のことでございますが、重要な役割を果たしておりますけれども、組合組織であるという性格からしまして資本基盤が必ずしも十分とは言えない、これはもう宿命でございます。そういう意味で、不良債権等の課題に的確に対処していきますためには、今般御審議いただいております法律改正によりまして資本増強制度が非常に容易になる、これは大変大きな再編強化の道具立てではないか、こんなふうな考えているところでございます。

なお、ただいま大蔵大臣の御発言を引かれまして二十ないし三十という数字を仰せになりましたが、過去十年ぐらいの信用組合の数の推移というのを見てもまいりますと、過去十年間で、平成元年四百四十四ございましたものが現在二百九十一まで減つておるといふ意味では、十年間に百二十三組合が、これは吸収、合併したとかあるいは行き詰まったとかいろいろケースがございますけれども、数の上では減つておる、こういう状況でございます。

○直嶋正行君 大蔵大臣は前回の発言の中でも過去の経験を踏まえてと、こういうふうにおっしゃってましたので、今の話は多分そういうことだと思つておられますが、もう一つ、今お話があったんですが、私どもとしては、信組をこれから検査して、さらにいわゆる資本注入というんですか、この道も開くということになりますと、やはり公的な負担の増大ということ懸念するわけでございます。

今回の法案にもこれはちゃっかり入つておられますよ、東京三信組の処理。これは公的、要は国の負担で処理できるような仕組みが入つておるんですね、今回の預金保険法の改正の中に、三信組だけじゃなくて、未解決の信組の特別損失について補てんでおるようになっておるんですね。だから、こういう仕組みが余り議論もされずにちゃっかり入つておるといふところに私どもはもう懸念を持つておられます、これは私の認識で間違ひございませんか。

○政務次官(林芳正君) 三信組、東京協和、安全、コスモということでございますが、いわゆる八年の六月に金融三法が成立する以前の組合の破綻処理ということにおきまして、今あります全額保護の枠組みですとか不良債権回収機関としての整理回収機構、その前身の整理回収銀行等が整備されていなかったわけでございます、実質上、委員も経緯をよく御承知だと思ひますが、都や県の信用組合協会がその役割を、また信用組合の全国組織でございます全信組連が預金保険機構の役割を担う形でやつておつたということでございます。

今後、信用組合、今いろいろやりとりがありましたように再編統合というものが進んでいく中で全信組連がその大きな役割を果たしていかなくてはならないということでございます、そういう必要性にかんがみまして、この機能を強化するというところで、今この解決を図ることが望ましいというところで入れておるといふことと、預金保険法の改正にこの解決を図るためにそういうことが入つたという経緯でございます。

○直嶋正行君 今の部分についてぜひお願ひしたいのは、具体的な処理の段階でやはりきちっと国民に説明をしていただきたいということでございます。

私も法案を拝見してこういう仕組みが入つておるといふことに改めて気がついたような次第でございます、もちろん、今までこういうスキームがなかったから今回それをさかのぼつて適用する、こういうことだと思つておられます、これはぜひきちっと御説明いただきたいと思ひますし、この部分だけでもかなりの資金が必要になるというふうな、ちょっと正確に計算していませんが、思つておられます。

それで、公的資金の注入をお聞きしたいと思つておられますが、その前に、この委員会でもこれからの信組の検査のあり方についてさまざまに議論がございました。私、全然よくわからないんですよ、というの、例えば再生委員長の御答弁なんかもお伺いしまして、かなり何というんですか、一律

度を大いに活用しまして再編強化を図ることに
りまして、不良債権の抜本処理あるいは金融シス
テム改革に伴う環境変化への対応ということを通
切にやってみてほしい、こういう願望をあえて繰
り返し申し上げるしかない次第でございます。

○直轄正行君 これはお答えは特にやりくりけ
ば要りませんが、地域に密着した信用組合とい
う性格から考えますと、一番の問題は結局私は郵貯
だと思っております。結局郵貯との競合に負けてい
るんです。さつき御紹介した中央協会の会長さんの
インタビュー記事の中にもそういうくだりがござ
います。結局地域密着型ですから、郵便局も地域
密着型なんです、だから一番つらいのは私はそこ
じゃないかなと。

ですから、この問題を本当は整理せずに信用組
合だけにこうやっていろいろ手をつけていくとい
うことは、ひよっとしたら私は本質からずれてい
るんじゃないかなというふうに思っています。す
も、何か御見解あったらお伺いします。

○政務次官(村井仁君) それぞれ各信用組合の実
態、私ども承知してはいますけれども、率直に申し
ましてかなりばらつきがございまして、例えば預
貸率などを見ましても相当差がございまして、
ただいま委員御指摘の点は主として預金集めと
いう点でのお話かと存じますけれども、その集め
た預金を地域に還元するという大変大切な役割を
信用組合が果たしていることは事実だと思いま
す。

一方では、しかし集めた預金をどうやって運用
するのか、適切な貸出先が比較的少ない。やむを
得ないからいろいろな債券運用などに傾くという
ようなケースもまた、それぞれの信用組合の実態
によりでございますけれども、あることも聞いて
おりますので、必ずしも郵貯との競合というのは
非常に深刻な問題だとは私どもとらえておりませ
ん。

さまざまな方策を考えようということなんです
が、そうなりますと、私は外部監査制度の導入と
か、あるいは員外監事というのは基本的に、今
政令で定められているんですが、法律によって明
確にすべきじゃないか、これがまず一点でありま
す、きちつとすべきじゃないか。

それからもう一点は、今の規模要件、信組につ
いて言いますと、例えば外部監査の導入基準は預
金量が二千億円以上、それから員外比率一五%以
上というふうになっております。

例えば、預金量二千億円といいますが、三百近
い信組の中で多分上位二十ぐらいのところじゃな
いかと思っております。だから、ほとんど対象外。で
すから、これはやはり経営実態をきちつとチェッ
クするというのを考えましてもこの基準は見直
していくべきじゃないかと思っておりますが、この点
についてはいかがでしょうか。

それから、ちよつとまとめてやるような感じで
恐縮なんです、いわゆる早期は正措置ですね、
早期は正措置を奨励しますと、例えば上場されて
いるところは、これは公表義務がありまして公表
しなきゃいけない。ところが、そうじゃないところ
は必ずしも公表しなくていい。信用組合も必ず
しも公表しなくていいというふうになっていくと
思っておりますが、こういうところもやはり情報開示
の問題として基本的に公表するというところでもつ
ていかなければ、これは必ずしもイコールフッテ
ィングにならないんじゃないか、このように思っ
ておられます、ちよつと三つまとめましたが、ど
ちらからでも結構ですから御答弁いただきたいと
思っています。

○政務次官(林芳正君) まず、外部監査の義務づ
けの方についてお答えをいたしたいと思いま
す、今委員が御指摘になりましたように、銀行に
つきましてはもうすべての銀行において外部監査
及び外部監査役の登用が義務づけられておるわけ
でございますが、一方、信金、信組等の協同組織
金融機関については、今委員がおっしゃいました
ような一定の率でもって、また一定の規模以上の

ものについて義務づけるということになっており
ます。

金融審議会におきましても、この金額保護の特
例措置が終わった後、普通の状態に戻ったときに
は金融機関の破綻を未然に防止をするというのが
最も預金者を保護する上で大事なことで、今委員が
おっしゃったように早期は正ということが大変に
重要になってくるということでございます、そ
の早期発見、早期は正については、したがって金
融機関における公認会計士監査機能の充実強化や
ディスクロージャーということが大変大事になっ
てくる。こういうことでありまして、こうした観
点で今委員がおっしゃいました規模要件につきま
しても、協同組織金融機関についてはその規模要
件を大幅に引き下げるのが適当であるというふ
うに答申をいただいております。

協同組織金融機関の外部監査による規模要件は
政令で定めるということになっておりますが、現
行は今委員がおっしゃったようなことでございま
して、その要件を今引き下げるべく、この法律を
通していただければ、政令として要件を決めてま
いりたいというふうな思っております。

そこで、さらに法律で一律に義務づけるべきで
はないかという点につきましては、第三者的、中
立的な監事の登用、外部監査制というのは非常に
望ましいわけでございますが、一方で組織形態が
本来会員、組合員による業務運営というのが基本
であるということからしまして、すべて全部一律
に員外監事の登用を義務づけるということが適当
ではないと。それから、例えば株式会社におきま
しても規模要件で五億円以上等の大会社というの
がございまして、どこかで線を引くということ
は合理性があるのかなというふうなことを踏まえま
して、今委員が御指摘になったように、大幅に引き
下げを政令で行っていくというのが今の状況でござ
います。

○政務次官(村井仁君) 早期は正措置につきま
してのお尋ねにしましてお答えを申し上げます

存じます。

早期は正措置につきましては、私ども当局が
個々の早期は正措置の発動について公表するとい
うようなことをいたしますと、預金者に不測の動
揺を生じさせかねない。それで、本来早期は正措
置の目的でございますが金融機関の自主的な経営改
善努力というものが著しく減殺される可能性も高
いと、このように考えておりますので、銀行法五
十六条で、これは実は協同組合による金融事業に
関する法律、いわゆる協同法の第六条において準
用している条文でございますけれども、これによ
りまして官報告示が義務づけられております。業
務の全部または一部停止命令、この場合を除きま
して現在原則として非公表ということにしており
ます。

これが現状でございますが、一方金融機関の
ディスクロージャーというのは預金者のためにも
もつと進めるべきじゃないかという御議論がこれ
は金融審議会等におきましてございまして、昨年
の金融審議会の答申におきましては、ちよつと引
用させていただきますと、「今後の我が国金融シ
ステムにおいて市場規律の機能がますます重要に
なることを踏まえ、決算期にとられること
なく、金融機関が自己の経営・財務状況について
適時適確に情報開示を行うことが適当である」、
こういう指摘がなされているわけでございまして、
こういう指摘のことを考え合わせますと、一層の
早期は正措置による命令を受けたことのディスク
ロージャーということも少し考えたいかなきゃい
けないんじゃないだろうかということ、このあた
りにはもう少し勉強させていただきたい、こんな
ふうな思っているところでございます。

○直轄正行君 この早期は正措置についての受け
とめですが、確かに当局としてはそのことによつ
て金融機関の改善を促進するということももちろ
んこの制度の目的であるわけですが、同時にこれ
はやはり預金者とか関係者から見ると非常にこれ
は重要な情報になるわけですね。

それで、さつき申し上げたように、上場企業の

場合はもう義務づけられておりますから、これは有無を言わずやらなさいかぬわけですね。ですから、そういう意味でいうと整合性との兼ね合いも含めて、やはりどういふ発表の仕方をするかは別にしまして、今の御答弁にありましたが、やはり整理をしていくべきではないかというところで考えておりますので、ぜひお願いを申し上げておきたいというふうに思います。

それで、あと続きまして、預金保険制度全般のことについてお伺いしたいというふうに思うわけでありまして、まず私は、預金保険制度というのはさまざまな目的が付加されておりますが、基本的にはこれは小口預金者の保護というところが一番重要なこの制度の目的ではないかと、このように思うわけでありまして、それで、今回ペイオフ解除後の恒久措置として、従来の対象にさらに加えて金融債でありますとか公的預金、特殊法人預金、こういったものを預金保険の対象預金にしていこうというふうになっております。

結局、これは私にとつてよく理解できないんですけれども、この一千万円、要はペイオフ解除後の話ですから、一千万円までの保護というのが目的でありますから、これは小口預金者の保護ということから考えると、今申し上げたような金融商品というものは全くそれとは相反するといひますか、相反するといひのはちよつとおかしいんですけれども、該当しない預金ではないかと思うんですけれども、これらを今度対象にされた理由というのはどういふ理由なんですか、ちよつとお聞きせいでいただきたいと思ひます。

○政務次官(林芳正君) お答えを申し上げます。まさに委員が御指摘になられましたように、この預金保険は一千万円まで付保対象ということになるわけでございますが、この付保の対象商品であるか否か、何が付保になるかということを金融審議会でも議論をしていただきまして、基本的には今委員が御指摘になったとおりでございますが、基準をもしつくとしたら三つぐらゐるだろう。

一つ目が基本的な貯蓄手段として国民の間に定着をしておるということでございます。それから二番目は預金でございますから元本保証がなされておる。三つ目が債権者が特定をされておる、転々流通しないということでございます。

この三つの基準を基本として行われておるといふことでございます。まず金融債でございますが、金融債の中で、この金融債を全部ということではございませんで、今申し上げましたその三つの基準を満たしているものが可能であるというところで、また既に通常個人向けの貯蓄手段として販売されているというものに限定すれば付保対象として適当であろうという指摘をなされておるところでございます。

そこで、今回の改正におきましては、こうした答申を踏まえまして、金融債のうちその権利者が確知できるもの、ちよつと細かく申し上げますと、発行時に発行金融機関において保管されかつ償還まで債券が交付されない、交付されずと転々流通ということが出てくるわけでございますので交付されないもの、ワイドとか財形債、財形債ワイド、こういったものが当たるわけでございますが、そういったものに限りまして付保の対象にしたところでございます。

それから、二番目の公金の預金でございますが、これも金融審におきまして、公金預金というのは地方公共団体の預金等でございますが、企業との均衡を勘案すれば預金保険の扱いにだれが預けておるからといって差を設ける必要性はない、また流動性預金に關して特別の措置を講じるということになると歳入歳出の管理に実質的なメリットが期待できるようなことになりまして、今回の改正に伴つて公金預金とそれから限定された金融債というのは付保の対象にするということになったわけでございます。

○直嶋正行君 今、詳しく御説明いただいたんですが、金融債というものは基本的商品になるのかどうか、さつき三つの条件をおっしゃった。それから、今のお話で、例えば公金預金というのは企業との対上とおっしゃったんですが、企業は預金保険で保護の対象というふうにお考えになっておるんですか。

要するに、流動性預金については二年間、これも議論、後ほどさせていただきますが、期間限定で保護対象になっておりますが、基本的には流動性預金というのはいずれ二年間たつと対象から外れていくわけでございます。そうすると、今の理屈というのは、公金預金を対象にするという理屈が、結局これは二年間ならそうかもしれないけれども、当面ね、だから二年だけやるよというならわかるんですが、ちよつとそれは当てはまらないんじゃないでしょうか。

○政務次官(林芳正君) まず、金融債の方が基本的な貯蓄手段になっておるのかということでございますが、まず、広く国民の貯蓄手段として認知されておるといふところがございますが、主観的な判断にならうかとも思ひますが、金融商品は、その収益性に関する記事とか書物において、これは預金、貸付信託とともに必ず引用されておるに、広く認知をされておるといふのは委員も御理解いただけるのではないかと、こういうふうにお聞きいたします。

それから、個人向け金融債に限つてみますと、財形債が昭和四十七年から、ワイドが昭和五十六年から発行されておりまして、もう二十年から三十年間、国民の貯蓄手段として浸透しておるといふことでございます。

それから、個人向けの金融債につきましては、窓口で随時購入ができました、また勤労者の財形、財産形成貯蓄といふもの利用が可能であるとか、それから先ほども申し上げましたようにこれは条件にもなつておりますが、債券が交付されないで口座による管理がされておるといふことで、定期性預金、最も代表的な付保の対象でございますが、これと非常に近い性質を有しておるのではないかと、このときでございます。

そしてまた、いわゆる転々流通、大口でやることを募集した機関投資家向けのいわゆる募集債だけではないで、個人向けの金融債は二万円ぐらゐの少額から、入り口が大変に購入しやすくなつておるということで幅広く購入をされておるに、預金保険機関の対象金融機関の中で発行残高が大体三・六兆円、口座数が百四十五万口座くらいでございますから、かなり小口のものも流通しておるのであるというところで、これに該当するのではないかと、このように思つておるところでございます。

それから、二番目の公金預金のこの理由でございますが、先ほど申し上げましたように、最初の二年間、そして特別な措置を講ずるわけでございますが、委員が御指摘になつたように、ですから、そこではいろんなメリットが期待できるといふことでもございまして付保の対象にすると。今どちらにしようか、いろいろ議論が実は金融審でもあつたところでございまして、最初の二年間はそういう暫定措置をとつて付保の対象にするようなメリットが期待できるということでも入れることになつたわけでございます。そういう意味では、確かに委員がおっしゃるようによつてその後の暫定措置がなくなればということでもございまして、これはまたその時点ではいろいろな検討が行われるべきものかもしれないけれども、現時点ではそういうことも相まって付保の対象に含めることになつたというふうにお聞きをいたしております。

○直嶋正行君 特にその二点目の方については私はどうも筋が通らないんじゃないかと思ひます。これはちよつとその指摘だけにさせていただきますたいと思ひます。今、次官がおっしゃったように、ぜひこの点はまた見直しをしていただければと思ひます。

それから、次に、預金保険料についてお伺いしたいんですが、平成八年に一気に料率を七倍に引き上げました。このときは実はこういう根拠で

第二十三部 金融問題及び経済活性化に関する特別委員会会議録第十二号 平成十二年五月二十三日【参議院】

やつたんですよ。平成四年から七年末までに生じた破綻金融機関の損失額が二・五兆円であったと、これにのみならず、今後処理を要するものも含めて五年間に同程度の破綻が生じた場合に対処するようにということで、現在の七倍の引き上げというのがなされました。これは大蔵省から当時の参議院の金融問題特別委員会に提出された資料が手元にあります。

そうすると、預金保険料については当面据置きというふうにお伺いしておりますが、こういった経緯から見ると、保険料が本当に適切かどうかというのは議論してもいいんじゃないか、むしろ引き上げる方向で議論してもよろしいんじゃないかというふうには私は思うわけでありまして。

といいますのは、特にこの中のいわゆる特別保険料というんですか、いわゆるペイオフコストを上回る費用を負担する保険料ですが、この金額によって、要するに破綻した場合のペイオフコストを上回る、何と申しますか、要は公的資金の、要するに金額が預金保険の特別保険料でどれだけキープされているかによって変わってくると思うんですよ。

ですから、そういう観点からいうと、もつとこれは引き上げる方向で思い切って議論しても差し支えないのではないかと思うんですが、今回はそういう議論というか、そういう決断というのはなかなかたんです。どうということなんでしょうか、ちょっと御説明いただきたいんですが。

○政務次官(林芳正君) お答え申し上げます。保険料の水準、七倍ですが、もう少し引き上げる余地があるのではないかとお尋ねでございますが、今委員が御指摘なされたように、八年度以降、それ以前の七倍の水準ということになったわけでございます。これは今おっしゃいましたように破綻処理コストの見込み額、それからこの保険料負担が、これは金融機関が負担していただきますので、金融機関の経営または国際競争力といったものに与える影響、また米国の金融機関におきまして預金保険料負担がピークでどれくらい

だったかと。これは保険料ということではなくて負担の水準ということでございますが、九一年が大体八割でピークだった。これは委員御承知のとおりだと思いますが、こういうことを勘案して決定したものでございまして、昨年三月の特別保険料の料率の見直しにおきましても同様な考え方でその水準を維持したということでございます。

そこで、これが今後適当かどうかということになるわけですが、平成十年度をとりまして、我が国の金融機関の利益に占めます預金保険料の負担割合といいますが、負担の率が全体で六・七というふうになっております。これを業態別にちよつと見ますと、かなりばらつきがございますが、例えば都市銀行では、十年度、四・九八なのでございますけれども、地銀に行きますと八・二六、それから第二地銀に行きますと九・四一、信組九・四七、労金が九・七九ということになって、大体下位の形態に行きますとこれが上がって、高水準になっておられます。これ以上引き上げますと、特に今申し上げましたように中小金融機関を中心にして非常に保険料の負担が過大になるといふこと、また、現在アメリカは大変落ちついてまいりましたので非常に低い保険料の負担だということに承知をしておりますが、そういうことにもかんがみまして、国際的に活動する金融機関についてはその国際競争力への悪影響が懸念されるということでございまして、今の段階ではちよつと困難かなというふうにご考慮しております。

○直嶋正行君 今、預金保険機構の一般勘定、特別業務勘定等を見ますと、これは大変な赤字なんですよ。一般勘定で十事業年度で七千五百七十九億円、特別業務勘定でも四千二百九十六億円、合わせますと一兆一千八百七十六億円、大変な赤字ですよ。

それで、これは預金保険法の五十一条、その中の二項目です。「資金援助その他の機構の業務に要する費用の予想額に照らし、長期的に機構の

財政が均衡するように」定める、こうなっているわけですね。

ですから、今の預金保険機構の財政状態から見ますと、確かに、今、国際競争だとかいろいろ挙げられました。国際競争も、むしろ自助努力で保険料を引き下げて、アメリカの金融機関等は強くしているわけですから、可変保険料というのを導入されていきますから、むしろ、そうではなくて、これはやはり預金保険機構の、預金保険の財政の問題としてこんなに赤字を抱えているのこのままにしておくというのはどうも筋が通らない。それ以外にももちろん金融再生勘定とか早期健全化勘定でたくさん公的資金を注入しているわけですね。私は、これはぜひ考えるべきだ、この五十一条で規定する趣旨からもおかしいんじゃないかと。

預金保険料というのは金融機関から取ると税法上は経費になるわけですよ、ちよつとこれは私はよくわからないんですが、だから、そういうことも含めて検討できるんじゃないかと思うんです。

○政務次官(林芳正君) 税制上の扱いについてはなるそうでございます。

そこで、今五十一条を引かれました御議論されました、精神としては私もそのとおりであろうというふうには思っております。ただ、先ほど申し上げましたように、まだまだ全体的な状況が不安なところが残っているときに余り急には上げますと、逆に、保険ですからその保険を使ってしまう人がふえてしまうと、せつかく細々と積み上げていったところがばしゃつと全部使わなければいけないというところも考えようによってはあるわけでございます。

そういったことも勘案して、今、委員がおっしゃいましたように非常に借金が多い状況でございます。実質、今、委員がもう次の質問に入られたので、可変保険料率ということも申されましたけれども、今回の改正法案では、法律上はこの可変保険料率というのをできるような手当てをして

おるわけでございます。先ほど私がアメリカの例で、最近よくなった、安くなったというのは、非常に調子がよくなりますと可変保険料率ですから料率が下がりました非常に負担も下がって行く。

これは非常にいい循環でございますが、そのいい循環に将来的には行かなければならないというのはもう当然委員と精神を共有するわけでございます。今、余り急ぎ過ぎて、角を矯めて牛を殺すということがありますが、余り急ぎ過ぎて上げて、結局保険の中へ入ってきましてまたその勘定が苦しくなるということもありませんので、現状、今そういうことで法律の手当てはして後は状況を見ながら、こういうことであろうかというふうにご考慮しております。

○直嶋正行君 角を矯めて牛を殺すというお話もありましたが、先般来この場でも議論がございましたように、我が国の金融機関の危機的状況というのはある程度脱して、まだ正常には戻っていないかもしれませんが徐々に戻りつつあると、そういう認識でおりますので、逆に言うと、一番大変だった時期のままのものをいつまでも引きずって歩くということ、私は、当局としてはやはり少し前倒しにそういう条件等について見直していくべきだというふうには思っておりますので、ぜひこの預金保険料も、機構の財政状態等も含めてやはり妥当な線というのを御検討いただきたいと思っております。

それから、この法改正の五十一条の二項に括弧書きで入っている部分がいわゆる可変保険料の部分じゃないかなと。将来含みを残しているというお話ですが、これは、将来可変保険料の導入についても考えていくと、こういう意思のあらわれというところで受けとめてよろしゅうございませうか。

○政務次官(林芳正君) 少し先取りをしまして失礼いたしました。まさに委員御指摘のように、この金融機関の財務状況等に応じた保険料率、いわゆる可変保険料率でございますが、これは金融審でも、諸外国の預金保険制度においても導入の動

きが見られるし、また市場規律をこれによつて補つていくという観点で本来望ましいものと考えられることと御指摘いただいております。今、委員がおっしゃった箇所は、これを受けまして法律上その導入を可能にしたということでございます。

先ほど申し上げましたように、ただ、今、一般勘定に委員が御指摘になりましたように多額の借入金が存在しておりますし、また既に破綻を表明しております金融機関の処理というのが予定をされておりますので、この借金というのは今から増加をしていくということが見込まれるわけでございます。まずはその借入金を早期に返済をしていくということがこの預金保険制度に対する国民の皆様様の信頼ということにもかんがみて大事なことだろうというふうに思っております。

そのような状況ですぐ法律で手当てをしたので導入ということになりますと、少し悪化しております金融機関に対しては相当高い水準と。これはめり張りをつけるわけでございますから当然そういふふうになりますので、非常に大きな影響が出てくるということでございますので、同じ答申に書いてございますけれども、導入自体につきましては当面は慎重に対応すべきというふうに考えておるところでございます。

○直轄正行君 続きまして、流動性預金の問題について議論させていただきたいんですが、これは前回もやりとりさせていただいたんですが、結局、流動性預金を全額保護の対象にする、しかも一年ほかのものよりも長く保護の対象にするというところになるわけでございますが、私は、前回も申し上げたように、こういうことこそまさに預金保険制度の趣旨からするといわゆる大口預金者とか企業の保護につながるものであって、逆にそれは、例えば金融機関の経営状況に対する企業サイドからの監視の目というんですか、金融機関以外のところからの監視の目を逆にしてしまうことになる、だから好ましくないというふうに思っています。

これは恐らく御見解は平行線だと思っております。これはお答えいただかなくて結構なんですが、問題は、今度、流動性預金を保護するための保険料率、今、預金保険料で議論させていただきますが、これは預金保険機構の運営委員会で決める、こういうふうになっていくんですけれども、この保険料率についてはいわゆる一般保険料の扱いだと、こういうふうにはちとらつと聞きかじりなもので、例えれば対象を決める場合に、金利を口にするのならば、より重いというんですか、その処理に必要な必要コストをきつと踏まえた上での保険料にすべきだ、このように思っていますけれども、この点については何か当局として御検討されていますでしょうか。

○政務次官(林芳正君) 流動性預金につきましては、最初の部分はお申し上げませんが、モラルハザードというのが委員が御指摘になったように予想されるということは金融審議会でもかなり議論になりました、かなりいろいろな議論がございました。そこで、モラルハザードを抑えるということにつきましては、今委員がおっしゃいましたように、それ以外の預金よりも重い保険料負担を課すということになるわけでございますが、その水準につきましては今委員がおっしゃったように運営委員会において定められるということ、何%くらい連うことになるといふのはちよつと今からここで御答弁申し上げることはできないことは御理解いただきたいと思います。

そこで、全額保護が行われる十四年度についても、全体としての保険料負担は現在の保険料水準をベースとして検討するなど、金融機関の経営への配慮というのはいくらかの範囲で必要になるうかと、こういうふうには思っておりますが、今申し上げましたように、今度、金利の方も臨時金利調整法というのがございます、この告示により金利も規制を課すというふうな定めておられます。

保険料と金利両面で、委員がおっしゃったような精神でやってみようというふうに考えておられるわけでございます。

○直轄正行君 あれですか、ほかよりも重い保険料を課すというお考えである、金利もそういう今申し上げたようなことで配慮するという確認、よろしいですか。

それで、この運営委員会というのは、ちよつと私もメンバーを拝見しましたけれども、大半が金融機関の関係者なんです。だから、ここで決めるというのはいくらも、ここで決めるなら決めるなら、やはり今お考えが示されましたが、きつとしたある種、物の考え方の整理というのには前もってやっておくべきだというふうになおさら思っています。

○政務次官(林芳正君) 一緒にお答えすればよかったです。御指摘になられたように運営委員会で決定されまが、これは今度財務省になると思っております。そこ金融庁の認可に係らるということになっておられますので、今私が申し上げましたような考え方で、きつとそこは認可ということで見えていくということになるかと思っております。

○直轄正行君 続きまして、いわゆる破綻処理の COST についてお伺いしたいんですが、今回の預金保険法の改正では、例えばロスシェアリングという考え方の導入とか、非常に幅広い選択肢を持つるわけで、破綻処理に当たって、決められていくわけですが、こちら辺を私も運用面で非常に心配しておるところなんです。

現実には破綻処理をするに当たって一番大事なことは、当委員会でも議論がございましたが、やはり最小コストというんですか、最小コストで処理をする、そういう物差しでいるんな手段というかが方法というのを考える、それから、そのことが最小コスト原則に基づいて処理しましたよということは今後の破綻処理の中ではきつと国民に説明をする、私はそういう説明責任もあると思っておりますが、今申し上げたような考え方に立つて具

体的な破綻処理に対処すべきだというふうな思っていますけれども、この点についてはいかがでございますか。

○国務大臣(谷垣禎一君) 私たちが、例えば今現在ですと金融再生法ですが、再生委員会が具体的な破綻金融機関をどこに受け皿を求めていくかという議論をしますときに、一番の中心は、今委員がおっしゃいましたように、それぞれの提案の条件の比較検討ということに一番時間を使っているわけでございます。その背後には国民負担を最小限にしていくという原則がある、これはそのとおりでございます。

したがって、実際、ここが受け皿だということ決めたときは、その受け皿との間の契約等について直ちに発表をしている等の処置をとっているわけですが、問題はほかの提案がどういうことであつたのかということになってくるわけですね。

この、ほかの提案がどういうことになってくるかということになりますと、多くの場合に、結局、提案が受け入れられなかったそれぞれの金融機関の経営機密に属することが多くて、現実問題として発表に反対をされているということがもうほとんどでございます。そこをあえて押し切つて発表するということになりますと、先ほどもちよつとお触れになりましたけれども、なかなか手を挙げてくださる方が少なく、苦しんでいるような現状を前提といたしますと、いろいろ、もちろん守秘義務の問題はあるわけでございますが、直ちにそこに持つていくということには正直言つてちよつとちよを感じるのでございます。

しかし、今おっしゃったように、我々も決して隠して処理するのはいかと思つておられるわけではございません。これだけやはりコストをかけてやっているのでございますから国民に理解していただくことが必要である。そういうことになりまして、今のようないくつかの問題も多少時間がたつていくと秘密性といえますが機密性というものが薄れていくというふうなことがあるわけでございます。適時にやはりそういう問題も公開をしていく

○笠井亮君 決算が出たところで私も銀行にちよつと問い合わせをしてみたら、これは再生委員会の精査を受けないとなかなかそのことについては申し上げられませんが、話がありまして、いつも経営健全化計画の進捗状況ということで決算とあわせて出したりする。去年の中間の段階ではあるところでは数字も貸出残高出たんだけれども、今回はまだその数字については、あえてないのかもしれないが、載っていないということもありません、そういう点では精査をするということでも金融再生委員会の役割と責務は非常に重いのだと私は思うんです。

日銀等の調査でも四月の貸出残高については依然として減っているということであり、十二年度の計画、合併、統合問題もかわつて銀行の融資態度、とりわけ人工的に水増し、いわゆるそういうことをしていたら国民の目を欺くまやかしたし、計画が達成できないならその理由を真つ正面から説明するのが私は経営者としての度量であり責任だと思っております。そうされてしかるべき問題だと。

今の時点での報告、分析、検討で大体どのぐらいの見通しかということ委員長としておっしゃられるめどというのはいつごろでしょうか。
○国務大臣(谷垣禎一君) 六月中旬公表をめぐりしてあります。

○笠井亮君 次の問題を関連して何っていききたいと思ひます。

去る四月二十一日の当院の本会議でこの法案の質疑が行われた際に我が党の池田議員が、合併や金融持ち株会社の認可に際して地域や中小企業への貸し出し状況などを厳格に審査する、アメリカの地域再投資法、CRAのような規制を行うべきだということ求めたのに対して宮澤大蔵大臣が答弁されました、アメリカの地域再投資法のように我が国の金融機関がもつと地方の利益のために奉仕すべきだということは一般論としては言われるとおりだ、ただ、現在、金融監督庁が非常に詳細に各金融機関の把握をしているし、また検査は

もとより、監督は正命令等々ができるようになっていなくて、現在目立つようなそういう弊害はないのではないかとおっしゃいました。

このことは、健全化計画の中小企業向け貸し出しの達成状況は当然として、地域中小企業への資金供給に目立つような弊害があると明らかにしたときにはこれはもう当然厳しく対応する、そういうことでよろしいわけですね、いろんなことがあるからというふうにおっしゃっていますけれども。

○国務大臣(宮澤喜一君) 池田議員からそのことについて大変詳細にいろいろ御質問がございましてお答えをいたしておたのですが、どうということとしてこの問題とあるいは政策の問題としてこの問題と避けなければならぬというお考えがあつて質問していらつしたことは明らかでございます。

中小企業、銀行の配置が非常に偏つて、そして金融の便利を受けられないというような地方が出るか、あるいは一種の独占的な状況が生まれてしまつて消費者が苦勞する、迷惑するとか、そういうことを恐らく頭に置いて、しかし、それは大変精緻に詳しくお尋ねになられましたので、どういふ場合を想定していらつしたのかと思つて私は御質問が終わつてから後も実は考えておたのですが、結局、私もから言えは経営者は当然一番利用者に喜ばれるような対応をすると思ひますから、そういう独占的な地域が発生したりするときは、それは銀行側が競争の立場からそこへ飛び込んでいくということは恐らく今の競争社会では当然あるはずだということと思ひながら、ずつとお尋ねの意味を今でも考えてきております。

結局、ですから一言で申し上げれば、市場経済社会の中で余りそういうことは起こらない、競争が進んでいくことが望ましいということとは多分申し上げても間違いないけれども、むしろ過疎みだいなところが生まれちゃつたときには公共サービスが行き届かなくなるのではないかと、こうおつ

しやつたのかなとも思ひました。それでしたら、行政としてはそれを、さてどういふことが行政はできるかという問題はございませぬけれども、やはり競争を徹底させるとか、あるいは政府機関もございませぬからそういうことも役に立つのかなと。十分なお答えができないままに実はなつておるんです。

したがって、我々として気をつけるべきことは、そういうことで国民が金融の便宜を受けられないというような状態は政治としては考えなければいけないということでは、私もそのとおりに思つております。

○笠井亮君 今、大臣が言われた点は一つ大事なポイントだと私も思つておりました、きのうも申し上げたイギリスの四大市中銀行による集中寡占化の話の中で、ある過疎の地域で、パークレイズが最後に、それだけ競争ですからどんどんいなくなつて、最後に残つたパークレイズがいなくなつたときに地域で大問題になつた、どこも銀行がなくならぬ。しかも、じゃ郵便局があるじゃないかといつたら、それも撤退していくという方向で何もなくなつたということもありましたので、今大臣が言われた点は非常に大事な点だと。地域貢献との関係でよく見るといふのは私は大事なポイントだと思つております。

同時に、私、いろんな面があると思ひますけれども、今統合再編に向けて融資先の選別ということでもいろんな事態が進んでいるということが現実にあるんだらうと。中小企業中心に格付の低い企業があるんだらうとされて貸し流りに拍車がかかる事態が起こつてきていると。この点でもやっばりきちつと見ていく必要があるんだらうと思ひます。

例えば、愛知県の例で、住宅機器メーカーが取引先の興銀の方から、統合が決まったのでこれからの融資は今までのように単独でいいよというわけにはいかないんだらうというふうに言われて一層のリストラを迫られたり、業界第三位の木工機械用刃物メーカーが、再編に備えて体力強化に一生懸命になつてい

懸命になつてい

再生委員長は、例えばそういうふうな例については把握していらつしやいますか。
○国務大臣(谷垣禎一君) 例はいろいろございませぬが、ございませぬが、今のびたつと合うような例を必ずしも把握しているわけではございませぬが、よく目は光らせていかなきゃいかぬと思つております。

○笠井亮君 これらの問題、今再生委員長はよく目を光らせると言われました。この間、衆議院以来の審議の中でも、通産大臣もこの問題は注視していきたいということでも、金融監督庁が厳然たる対応をとるようになつても注視してまいりたいと深谷通産大臣は言われましたし、監督当局もそういうことを言われていると。

そうすると、そういう銀行の場合、統合再編に向けて資金の円滑な需給の点でも、中小企業に対してそういう貸し流しを進めている場合についてはそれは厳しく是正を求めていくと、目を光らせて。そういうことではよろしいですね。
○国務大臣(谷垣禎一君) 私どもは、先ほど申し上げましたように、さつきもお答えした資本注入した十五行とかいろいろなスキームで見えておりますので、それは今後ともきちつと見ていききたいと思つております。

○笠井亮君 さらに企業に対するリストラを求める銀行からの圧力といひますかそういうものについては再編前にどまらないうこと、優良銀行が統合することによつて同じ業界内に多数の融資先が存在するようなことになれば、銀行からのさまざまないわば圧力といひますかそういうものが強まってくるんだらうと思ひます。例えばみずほグループの場合に、メインとなつてい

取引先企業数で約十七万社にも上るということになつてゐる。

宮澤大蔵大臣が銀行統合の動きについて、十年後、二十年後、産業システムが変わる歴史の転換点だということがあるでしようというふうなことをおっしゃつたことがあつたと思うんですけれども、今後、メインバンクが同じという企業が同じ業界内にたくさんできたらはらんとする状態になれば、そこにははじき出される企業が次々と出てきておかしくないことになつてしまふと思つておられますが、その点についてはどういふふうにお考えになるでしょうか。

○国務大臣(宮澤善一君) それは本当のところよくわかりません。わかりませんが、どうもやっぱ我が国銀行金融というのは非常に、ずっと従来大きなウエイトを持つておりましたから銀行のいわば力といふことが影響力といふことが大ききゅうございましたが、やっぱだんだんエクイティといふものをみんなが考え始めているということが一つございまして、それから銀行間のそういう意味での競争といふものもなかなか激しくなるのだからと思つて、外銀もございまして、ですから、今おっしゃつたような方向に行くのか。どうも私は、あるいはそうではなくて、エクイティを含めて企業側の一種の自立性といひますか、自立性という言葉は適当でないで、やや優位に立つという意味で申し上げますが、そういうことの方に行くのか、どつちなんだらうか、必ずしも銀行のそういう力といふものが強くなつて産業について影響力をより及ぼすということになるのかどうか、ちよつと私は疑わしいような気がしておられます。

○笠井亮君 その辺はよく見ていく、お互いによく研究して検討しなさいいけない問題だと思つてますが、私は、だけれども、合併、再編によつてそれだけ規模も大きくなり体力もつけるといふのをあえて言われているわけですから、そういう状況の中での産業界への影響、そしてそれがどういふふうになつて各産業や規模別にいふ影響を及ぼして

てくるかといふのを見ていかなきゃいけない問題だと思つておられます。

最後に何つておきたいんですが、そういう点では、どんなに貸し渋りや債権のつけかえを行つて国民にいろいろ困るようなことをしてしようとして、ほんとに再編については大いに進めるといふ方向で通つていくとすれば、さまざまな影響が統合後の銀行全体に広がるという最悪の事態だつてこれは起り得ると思つておられます。健全化計画の未達があるところは私もきつちり実効ある厳しい措置をとるべきだと。さらに、アメリカの地域再投資法に注目する必要があると思つておられるのは、この法律が、中小企業向けの融資の改善にとどまらず、資金面での地域間格差の是正にも大きな役割を果たしているといふことがあるからと思つておられます。

既に今の再編の動きの中で関西の財界からもさまざまな危惧の声が上がつておられる。再編によつて本拠が東京の方に集中する、そうすると金の流れといふか、結局東京が中心になつて関西がますます落ち込むんじゃないか。日銀本店や金融庁を関西に移転せよといふ声も財界の中には出ておられるといふことも何つておられますけれども、金融再編が地方経済低迷に拍車をかけないよう、金融再編の点でもきつちりやつぱり十分な目配りや措置をとるべきだと。そういう点では、アメリカのCRAと同じようにはいかないと思つておられますが、日本の状況に合った、いわば日本の地域再投資法のような検討も必要ではないかと思つておられます。最後にそのことを何つておきたいと思つておられますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(宮澤善一君) 情報が非常に発達して、さあそこで極端に一極集中になるのかどうか、そこが先ほどとまた同じ議論になりますけれども、しかしもしそういうことで国民全体あるいは中小企業等々がそういう金融といふもののベネフィットを受けられないといふような状況に仮になつたら、それを是正するのがやはり政治の責任と考へます。

○笠井亮君 国民の金を預かつて善良な企業に融資し確実な決済を支える、そうした金融の公共性、これを取り戻すには、私は政府の銀行政策あるいは再編政策の抜本的な転換、見直しが必要だといふふうにお考えになります。

さまざま当委員会が法案をめぐつてさらに審議したい、質疑したい点がたくさんありますが、徹底審議さらに必要であるといふことを申し上げて、質問を終わりたいと思つておられます。

○委員長(眞鍋賢二君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、市川一朗君及び木村仁君が委員を辞任され、その補欠として久野恒一君及び亀井郁夫君が選任されました。

○山本正和君 初めに、金融庁になつたときに、職員の数、これは質問通告をしていないんですけども、おおよそどれぐらいの数になつておつたかといふことと、そこへ従来銀行局から、ほとんど銀行局から皆行くのか、あるいはその中からすぐるのか、どういふふうな形になるのか、ちよつと人の問題をお聞きしておきたいと思つておられます。

○政務次官(村井仁君) 金融庁の平成十二年度の定員でございまして、七百六十六人、こういうこととに相なります。

○山本正和君 それは大蔵省から皆行くわけでしたよね。

○政務次官(村井仁君) そのあたりのところは特段決まつておられるわけではございませんで、金融庁としてのき上がり方が七百六十六人ということとございまして。

○山本正和君 実は任専以来、国民の間に大変な金融行政に対する懸念が深まつてきて、そしてまた今度もこういう格好での新しい法案ですが、今度だけは大丈夫だろうな、これからはといふことを国民は期待してゐると思つておられます。ところが、今の話で、本来からいへば、銀行といふのは銀行法に基づいて、あるいは銀行といふその業務の公

共性その他を自覚させれば、ああいうことが、起り得ないことが起つたと。あるいは、信用組合が一番小さいわけですが、信用組合でも本当の信用といふものを基礎に置いて生み出したものなんですね。それがとんでもなくなつてしまつておられることに対してやつぱり国民は非常な不安を持つておられると思つておられます。

ところが、それじゃそういうものをだれがちゃんと見るのかといへば、これは行政だろうと思つておられます。本来からいへば、日本が三権分立である中で、近ごろ行政のことを何でもぼろくそに言うのがマスコミも、ちよつと我々政治家もそういうのがふえてきておられると私も心配しておられますけれども、本来からいへば行政権といふのは非常に重要な役割を背負つておられる。その行政権で、今の、いわゆる国民が一番、自分たちが働いてためたお金あるいは老後の備え、そういうものを、大丈夫である、行政がきちんとそれを見据えておられますといふことをするのに今の人数で大丈夫とお考えですか。

○政務次官(村井仁君) 率直に申しまして、例えばアメリカのSECでございまして、ああいったような組織と比較いたしますと大変小規模であることは事実でございまして。ただ、大蔵省の財務局でございまして、ここで相当数の職員が私ども金融監督庁の系列の業務に当たつておられるといふことを考へますと、これは千数百人おられるわけでございますから、これを合算いたしますと、その規模にはなつておられる。そうはいないながら、私どもが期待されている任務を果たしますには、なお国会の、また国民の御理解を得ながら、質、数ともに増強を図つていく必要があるかと、このように考へておられます。

○山本正和君 国民生活を守るといふ政府の立場からいへば、本当に遠慮し過ぎの数だろうと思つてならないんです。日本の国は何といつても経済で世界の中に位置づけられておられる国なんです。その経済の根幹となる金融の部門がこれだけの人数なんですといふことは、やつぱり国際的にも

問題があるように思えてならないんです。

ですから私は最初に、行政の再編のときに、金融庁や再生委員会をつくっていったときには、きちよと心配してそういうことを言ったわけなんですけれども、やっぱり抜本的に、日本の国のこれだけの大変なお金を国民がためて、しかもそれが世界経済にこれだけ大きな影響を及ぼしているというところに対して、本当にふさわしい体制づくりというものを考えられるべきだろうというふうに思います。大ベテランでいらっしやる宮澤大蔵大臣、これは今からせいとかするとか言うのじゃないですけれども、感想として、これからのあるべき姿としてその辺はどうお考えになっておられますか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 率直に申しまして、かつての我が国の官と民との関係というのはアメリカなんかと比べますと殊さら信頼関係というものがあつたと思えますけれども、金融行政といえばそれが護送船団方式になって、そういう非難をまた受けました。非難を受けましたので、行政の側も非常に萎縮をしておるといふのが最近までの事実でございます。

私も一緒に仕事をしています、これは何とかそこからは立ち直つてもらわなければならぬというふうにもまだまだ感じることがございます。それからあの理想的な姿は、何と申しますか行政といえは寛厳兼ね備えたような、やっぱり検査は非常に厳しいけれども、しかし行政としてはやはり考えるところは考えていくといったような、何かちよつと、西欧流に言えば緊張関係というのが彼らのモットーであるとすれば、そればかりが能ではないのではないかと、そういうものに生まれ変わらなかなと、少し時間がかかるんだらうと思えます。自信を取り戻して、本当に国民のために行政をやっているという気持ちになりましたら大分よくなるかなと。

それにしても、おっしゃいますように、今まである意味で、これはちよつと言ひ過ぎますけれども、検査とかいうようなものも、いい言葉で言え

ば信頼に基づいてはいますけれども、悪い言葉で言えばつぶさない、つぶれないという部分がございます。そこはやっぱり検査は検査として厳しくなければならぬと思ひますので、そういう意味では山本委員がおっしゃいますように、あるいは今村井政務次官が言われましたように、もう少しきちんと厚くしなければ国民のためにもよくないというところはおっしゃるとおりだと思います。

○山本正和君 実は私若いときに、日銀の政策委員もした前の農林事務次官の東畑四郎さん、三重県の出身なものですから、お宅にお邪魔してお酒を飲んだりいろいろ話を聞いたんですが、日本の国が戦争に負けたときに、これはもうどうしたらいいんだか、国民が食べていけないんだらうかというふうな議論等もある中で、本当に政府が、政府の役人が死に物狂いで議論して農地の解放をした。大変な大変な改革です。ひよつとしたら命がけでという言葉がいろいろの農地解放をやつた。農民の圧倒的多数は小作人だつたんです。それが農地解放されたから、現在の農業をやつておられる方のほとんどはかつて小作人だつた、自分の先祖代々の土地じやなかつた、地主の土地だつたのが自分のものになつてそれで元気が出た。これが日本の今日の経済を支えた一つの基礎だ、こういうふうにも言われたりもします。

それからもう一つ、戦後経済で大変な勢いで頑張つて、朝鮮戦争が始まつて、それからどんどん景気回復してきたときに、しかし繊維産業が没落した。そのときに政府が真剣になつて繊維産業をどう転換するかというところで、労働組合ともいろいろ話しながらやつて危機を乗り越えた。それから石炭から石油の転換もそうです。

私は、そういうことをすつと振り返つていくと、行政の役割というのは極めて大きいと。そして、行政府が真剣になつたときは我が国はすばらしい勢いで伸びていると思ふんです。今度せつかくこの機会に日本経済が世界経済の中における責任の問題も含めてきちつとしますよということをやつて以上は、もう日本の国のお金のことはい心配せ

ぬでいいですよ、日本の銀行に預けたら世界じゅうの人、どの人でもみんな大丈夫ですよというシステムをつくることは、私は新しい日本の国づくりにだらうというふうな気がしてならないんです。

これは正直言ひまして、ですから、私はこの前二つ、三ついろいろ名前前の庁なんかつくるよりも、大蔵省が本当は原点に戻つて全部一緒にしてしまつて責任を持つてやりなすつた方がいんではないかと言ひましたけれども、できた以上は仕方ありませんから、金融庁が世界に対して誇れる仕事をしますよということにせぬことにはいかぬのじやないだらうかという気がしてならないわけなんです。

ですから、やっぱり今国民の間にある不安は、これから我が国はどうなるんだらうかという心配があります。ところが、我が国の国民が外国へ行つたり東南アジアを旅行したりして思うのは、いや、日本の国は経済は大丈夫だ、経済が豊かだなどという感じで帰つてくるわけです。たつた一つの我が国の特徴なんですよ。そういう特徴の根幹の部分が揺らいじやつたんですから、これを立て直すといつたら相当な決意が要るだらうと思ふんです。

ですから、私は、これは繰り返す言つとしかかられますが、この前もちよつと私どもの友人と一杯飲んでおつたら、山本さん、あなたよかつたなと言ふんです。どうしてだと言つたら、あなたは社民党だからよかつたね、小淵さんがああいう突然のことがあつたときに、後を宮澤さんが総理になつたらこんなふうには、自民党は票が減らぬよと、絶対次の選挙は大勝するよ、変なことになつたから自民党は負けるかもしれぬけれども、これは一杯飲んだときの話だけれども、しかしそれぐらい国民は財政に対して、経済に対して関心が強いんです。

私は、そういう意味で、時間がもう尽きましたので最後はお願いだけして、政府の役割は極めて大きいと、特にこの金融問題について重要な役割を背負つているということをし上げてまして、質問を終わりたいと思ひます。

もしございましたら。

○国務大臣(宮澤喜一君) 御存じのドイツのヘルムート・シュミット、まだ元気でございますけれども、彼は今でも二十一世紀に日本は金融の世界で一番世界で信用を得るんじゃないかと言ふ。最近のことを思ひますと、ひととき前ならともかく、ちよつと私はどうかなというところを思ひますが、しかし彼はやっぱり国民の貯蓄力とかいうようなことを見ていて、そう思つておられます。ですから、やはりそれにふさわしい行政というものが要るといふことは必ずやそうであらうと思ひます。

○西川きよし君 よろしくお願ひ申し上げます。先日の委員会で、一年延長されたこの特例業務が終つた後もさらに一年間流動性預金が全額保護をされ、六種類あるすべの流動性預金が全額保護の対象になるのかということをお伺ひいたしました。保護されるのは、普通預金、当座預金、別段預金を政令で定める予定ですといふお答えをちよつとお願いいたしました。

そこで、今国会に提出されております金融商品の販売等に関する法律案で規定をされている金融業者の説明義務でございますけれども、その金融商品が預金保険の対象かどうかを説明することも含まれております。一年間だけ一定の種類の流動性預金のみの保護が延長されるということは、一般人にとつてはなかなかこれはわかりにくいのではないかなと。

せんだつて、大蔵大臣が日曜日の朝にテレビに出演をしておられましたけれども、拝見させていただいて、大変わかりやすく御説明をさせていただきました。我々側には大変ありがたく、そういうこと、なかなか普通一般にとつては本当にわかりにくいと思ふわけですけれども、なるべくああいふ機会を多く持つていただけたらと思ひます。そういうためにも、ルールを早く決めまして準備をすることが大切ではないかなと思ひます。その上で、銀行の窓口で説明などを徹底して

議されてきました。しかし、東京都が負担を拒否するや、結局は国民に負担を押しつけることになりましたことは、いかにも安易と言わざるを得ません。

第三に、いわゆるシステムリスクの際の例外的措置について、ルールがあいまいであり、裁量行政への逆戻りが懸念されることであります。特に二〇〇二年三月で廃止するペイオフコスト超の資金援助をシステムリスクの際に認めることは、大銀行については事実上永遠にペイオフを実施しないということを意味します。

第四点ですが、危機対応業務に対する財政措置を今後も続けることは、国民負担が際限なく膨らむことにつながるおそれがあります。国と地方の借金が六百四十五兆円にも達し、財政健全化の青写真を示すことが焦眉の課題であることを考えると、財政措置にはおのずと限界があります。

森総理は、思い切った改革をしていかなければならないと述べておられますが、それがもし本心であれば、本法律案は撤回すべきであります。以上を申し上げて、反対討論を終わります。(拍手)

○河本英典君 私は、自由民主党・保守党及び公明党・改革クラブを代表いたしまして、ただいま議題となりました四法律案に対し賛成の討論を行います。

これらの法律案は、最近における金融環境の変化に対応し、金融機能の一層の安定化及び破綻金融機関の的確な処理を図るため、破綻した金融機関、保険会社及び農水産業協同組合について、破綻処理制度の拡充、セーフティネットのための財源の強化及び経営基盤の安定等を図るものであり、まことに時宜を得た改正であります。

以下、四法律案に賛成する主な理由を申し上げます。

賛成の第一の理由は、預金保険機構の破綻処理のための財源措置が講じられているからであります。我が国の金融市場は、政府の金融システム安定化策により平穏を取り戻しているものの、長銀、

日債銀を初めとする破綻金融機関の処理に膨大な費用を要し、その結果、預金保険機構の財務状況は極端に悪化しています。

本法律案は、既に預金保険機構に交付されている国債を現行の七兆円から十三兆円に増額し、我が国のセーフティネットの充実を図ろうとするものであり、極めて適切な措置であると考えるものであります。

賛成の第二の理由は、預金等の全額保護の特例措置を一年延長して平成十四年三月末までとするとともに、協同組織金融機関の経営基盤の強化を図るための資本増強の措置が講じられ、特例措置を滞りなく終了させるための配慮がなされているからであります。この措置は、信用組合に対する監督権限が都道府県から国に移転したこと、中小金融機関の零細な借り手を考慮したこと等によるものであり、現実的かつ妥当な解決策であると高く評価するものであります。

賛成の第三の理由は、保険相互会社の株式会社化を容易にする規定に加え、更生手続に関する特例等が設けられているからであります。保険会社においては、予定利率と運用利回りの逆ざやの解消が急務となっており、株式会社化を行うことにより自己資本の増強が図られる一方、合併等の再編を通じ、体質強化が図られることとなります。

また、保険会社の更生手続に関する特例等は、保険会社の損失の小さい段階での処理を行うことによつて破綻処理費用の最小化を目指すものであり、いずれも妥当な措置であります。

賛成の第四の理由は、保険契約者保護の観点から、生命保険契約者保護機構に対して、借り入れに係る政府保証の恒久化を図るとともに、時間的な政府補助を可能としているからであります。

この措置は、東邦生命に関する処理で枯渇すると見込まれる生命保険契約者保護機構のセーフティネットとしての機能の維持を図るものであつて、時宜に即したものであることは言うまでもありません。

賛成の第五の理由は、農水産業協同組合のセー

フティネットについても、預金保険法の諸措置に準じた措置が講じられているからであります。この措置は、農漁協システムの安定化を図ることににより、組合員等が安心して農漁協システムを利用することができるようになるものであり、賛成するものであります。

以上、四法律案に賛成する理由を申し述べてまいりましたが、今回の改正は、我が国の金融システムを名実ともに自己責任原則と市場規律に立脚した平常の状態に回帰させることを目的としたものであつて、万般に抜かりない措置が講じられており、政府の努力を多といたします。四法律案は、これまで政府及び与党が行つてきた金融システム安定化のために続けられてきた努力の締めくくりというべきものであり、今後の政府の適切な政策運営を期待し、以上をもちまして私の賛成討論を終わります。(拍手)

○小池晃君 私は、日本共産党を代表して、政府提出の預金保険法等の一部を改正する法律案、保険業法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案、農水産業協同組合貯金保険法及び農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律の一部を改正する法律案の三法案について、反対の討論を行います。

預金保険法等の一部を改正する法律案に反対する第一の理由は、本法案が預金の全額保護措置の延長を口実に、金融機関の破綻処理への公的資金投入を一年延長するとともに、六兆円もの交付国債を増額していることです。

政府はこれまで、公的資金の投入は金融不安に対応した時限措置だとしてきました。もしも大蔵大臣が言うように金融不安は解消したのであれば、前提が崩れているのであり、公的資金投入策を延長する理由はどこにも存在しません。今こそ、破綻処理の費用は業界責任で賄うという自助努力、自己責任の原則に立ち返るべきであります。

にもかかわらず、交付国債を積み増すという政府の対応は、財政危機に拍車をかけることはもろ

ん、国民への安易なツケ回しであり、直ちに中止すべきであります。

第二の理由は、金融危機への対応という口実で、二〇〇一年四月以降も資本増強などの恒久的な税金投入に道を開いていることです。これは、システムリスクのおそれがあると政府が判断すれば一方的に税金投入を恒久化するものであり、このような税金投入を恒久化すれば金融業界のモラルハザードを一層促進することになります。

第三の反対理由は、協同組織の金融機関に対して優先出資の発行を認め、公的資金で資本増強を図ることが、協同組織金融機関の会員組合員の相互扶助組織としての協同性を否定し、経営支援の名のもとに整理再編を一気に進めるものだからであります。

次に、保険業法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案について反対の理由を述べます。

反対の理由の第一は、破綻した生命保険会社の処理のための生命保険契約者保護機構の借入金に対する政府保証を恒久措置とし、二〇〇三年三月までに四千億円の政府補助をできるようにした上、その後も政府が必要と判断すれば、生命保険業界への税金投入をできるようにしたことあります。

生命保険会社は、そもそも長期のリスクを引き受けて利益を上げることが業とするもので、その信頼性を確保するために契約者保護機構を設立しています。経済環境が変化しただからという理由で各保険会社と契約者保護機構が保険契約者保護の責任を果たさないのであれば、みずからの存在意義そのものの否定と言わねばなりません。

第二の理由は、金融ビッグバンに対応するとして保険業界の再編を進めようとしていること

です。破綻のおそれがあることを理由に、保険会社の更生手続の開始、予定金利の引き下げ、早期解約控除の設定などを進めることは、保険会社の整理、淘汰を進め、契約者の犠牲の上に業界の再編を促

進するものです。さらに、生命保険会社を中心に、保険相互会社の株式会社への転換を促進しようとしていますが、これによって保険契約者の権利や契約条件が低下する事態が生まれることは明らかです。

最後に、農水産業協同組合貯金保険法及び農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律の一部を改正する法律案について、反対の理由を述べます。

反対の理由の第一は、本法案が預金保険法と横並びで、貯金保険機構にも税金を直接投入する恒常的な制度を新たに作るものだからです。

第二は、金融ビッグバンに対応した大銀行本位の金融規制の全面緩和と自由化を進めていることです。農漁協系統を含む中小金融機関を大銀行との激しい競争に追い込み、その整理、淘汰を促進すること、結局しわ寄せを受けるのは零細中小業者、農漁民にはかなりません。

以上、三法案について、反対の理由を述べて、討論を終わります。(拍手)

○委員長(眞鍋賢二君) 他に御意見もないようです。討論は終局したものと認めます。

これより順次四案の採決に入ります。まず、預金保険法等の一部を改正する法律案について採決を行います。

本先に賛成の方の起立をお願いします。

〔賛成者起立〕
○委員長(眞鍋賢二君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、直嶋君から発言を求められておりますので、これを許します。直嶋正行君。

○直嶋正行君 私は、ただいま可決されました預金保険法等の一部を改正する法律案に対し、自由民主党・保守党、民主党・新緑風会、公明党・改革クラブ、社会民主党・護憲連合、参議院クラブ及び二院クラブ・自由連合の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

預金保険法等の一部を改正する法律案に
対する附帯決議(案)
政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 預金保険の全額保護のための特別措置を一年延期した経緯に鑑み、再延期を行うことのないよう、この間、適切な検査及びモニタリング、これに基づく確実な監督及び指導を行い得る体制を整備し、より強固な金融システムの構築を図ること。

一 金融機関の破綻処理に当たっては、その経緯を詳細に説明するとともに、特に、フィナンシャル・アドバイザー契約を締結した場合においては、その処理に国民の税金たる公的資金が投入されることにかんがみ、情報開示に努めること。

一 金融機関の破綻処理の経費については、国民負担が最小となるよう努めるとともに、処理に伴うアドバイザー費用についても原則として開示すること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(眞鍋賢二君) ただいま直嶋君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の起立をお願いします。

〔賛成者起立〕
○委員長(眞鍋賢二君) 多数と認めます。よって、直嶋君提出の附帯決議案は多数をもって本委員会

の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、宮澤大蔵大臣及び谷垣金融再生委員長から発言を求められておりますので、この際、順次これを許します。宮澤大蔵大臣。

○国務大臣(宮澤大蔵一君) ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしましても、御趣旨を踏まえ、配慮してまいりたいと存じます。

○委員長(眞鍋賢二君) 谷垣金融再生委員長長。

○国務大臣(谷垣禎一君) ただいまの御決議につきましては、その趣旨に留意してまいりたいと存じます。

○委員長(眞鍋賢二君) 次に、保険業法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案について採決を行います。

本先に賛成の方の起立をお願いします。

〔賛成者起立〕
○委員長(眞鍋賢二君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、農水産業協同組合貯金保険法及び農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律の一部を改正する法律案について採決を行います。

本先に賛成の方の起立をお願いします。

〔賛成者起立〕
○委員長(眞鍋賢二君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律案について採決を行います。

本先に賛成の方の起立をお願いします。

〔賛成者起立〕
○委員長(眞鍋賢二君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、各法律案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(眞鍋賢二君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時十九分散会

平成十二年六月一日印刷

平成十二年六月一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

F